

公立諏訪東京理科大学の校章及びロゴマークの制作について（案）

1 概要

平成30年4月に開学する公立諏訪東京理科大学の校章及びロゴマークの制作及びデザイン化業務を委託する。採用されたデザインを原案として、公立諏訪東京理科大学の校章及びロゴマークを決定し、商標登録を行い、刊行物や各種制作物などに幅広く活用していく。

2 選考内容

校章及びロゴマーク

- ・校章については、公立諏訪東京理科大学を象徴する紋章とする。
- ・ロゴマークについては、シンボルマーク（図）とロゴタイプ（文字/和文及び英文）によるものとする。

3 選考方法

校章及びロゴマークのデザインについては、一般公募は行わず、類似デザインの確認、募集したものの中のデザイン化、商標や著作権の取扱い等の観点からデザイン会社等に絞り公募型プロポーザルを行う。審査にあたっては、審査委員会を設置し選考を行う。

4 選考基準

- ・公立大学法人公立諏訪東京理科大学定款の第1条（目的）を踏まえたデザインであること。
- ・公立諏訪東京理科大学のテーマカラーの「緑」を使用すること。
- ・高等教育機関としてふさわしいものであること。
- ・サイズ、カラー（複数色、単色等）、媒体（紙、布等）など、様々な条件で印刷・使用されることが考慮されていること。
- ・永続的な使用が考慮されていること。
- ・その他

5 選考スケジュール

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
公募	—	→★							
審査委員会		—	→★						
商標調査			—	→★					
商標登録				—					→★

※商標登録前に弁理士による商標登録確認を実施

※商標登録後に商標登録出願（特許庁、審査機関：標準6ヶ月）

→商標早期審査制度の活用も検討する（審査機関：2ヶ月程度）

6 留意事項

- (1) 応募作品は、独自にデザインした、国内外未発表で類似性のない自作品に限る。登録商標、著作権問題等に抵触しないように留意すること。
- (2) 公序良俗その他法令の定めに反するもの、誹謗中傷を含むもの、著作権その他第三者の権利を侵害しているものは、審査の対象外とする。また、採用後であっても、これらの条件に違反していたことが判明した場合、無効とする。
- (3) 採用作品の商標登録をする権利及び著作権、使用権に関する全ての権利は諏訪広域公立大学事務組合に帰属するものとする。
- (4) 採用作品は必要に応じ、デザインの修正、改変等を行う場合がある。
- (5) 選考に際し、「採用なし」とする場合がある。
- (6) 本事業に必要となる経費は、本仕様書に明記しないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (7) 受託者は、諏訪広域公立大学事務組合から提示された情報（文書、電磁的記録、その他情報の形態を問わない）及び事業の履行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項、不測の事態の対応等については、諏訪広域公立大学事務組合と受託者の双方が協議の上、解決すること。

7 応募・問い合わせ

〒391-8501 長野県茅野市塚原二丁目 6 番 1 号

諏訪広域公立大学事務組合事務局

TEL : 0266-72-2101(内線 272)

E-mail : daigaku@city.chino.lg.jp

【参考】公立大学法人定款 -抜粋-

(目的)

第1条 この公立大学法人は、長野県諏訪地域における知の拠点として、工学と経営学の融合教育の継続を図りながら、急速に発達する科学技術とグローバル化する社会及び経済に対応して、自ら将来を開拓できる主体性の確立した人材を育成するとともに、地域に一層貢献する大学として、地域産業及び文化の振興に取り組み、雇用の創出や若者の定着をもたらすことによって地域創生に寄与し、ひいては科学技術の発展や新しい産業の創出を通じて地域と我が国の将来の発展に貢献するために、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）に基づき、大学を設置し、及び管理することを目的とする。